

北海道博物館総合展示室 壁画「開拓」解説コンテンツ等制作業務仕様書

1 業務名

北海道博物館総合展示室 壁画「開拓」解説コンテンツ等制作業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月24日（金）まで

3 業務概要

北海道博物館総合展示室2階に展示している、高さ4.5メートル、幅18メートルの道内最大級の壁画「開拓」（以下「壁画」という）について、その展示内容の充実を図るため、高精細デジタル画像（以下「デジタル画像」という）を作成するとともに、このデジタル画像を活用した解説機能付き映像コンテンツ（以下「解説コンテンツ」という）を製作し、これを総合展示室内に設置する。

4 業務内容

(1) 打ち合わせ（撮影（デジタル画像作成）計画、解説コンテンツ作成計画の確認）

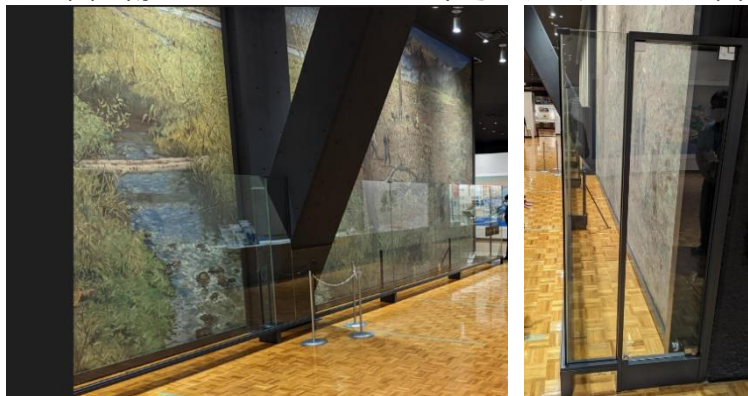
撮影計画・解説計画及び業務スケジュールの詳細について、北海道博物館職員と受託事業者との間で認識を共有するための打ち合わせを行う（現地確認等を含む）。

(2) 壁画の撮影（デジタル画像作成）

ア 壁画の撮影に当たっては、壁画の細部まで確認できるよう十分な解像度で、デジタルカメラにより撮影すること。撮影に当たっては、デジタル画像の精度と再現性を確保するため、縦2分割以上、横8分割以上に分割した分割撮影を行い、これを1枚に接合したものを作成すること。

イ アの撮影に用いるデジタルカメラは、カメラ有効画素数4240万画素以上、総画素数4360万画素以上のものとし、画像データのファイル形式はTIFF形式（非圧縮）とし、RAWデータを確保すること。また、撮影の際、カラーチャートの写し込みを行うこと。

ウ 壁画の手前70センチメートルのところには、高さ1.8メートルのガラス製の防護壁が設置されている。この防護壁は解体（部分的な解体を含む）・撤去することができない。防護壁の内側での撮影は、壁画を傷めるおそれがあるため不可とする。また、壁画は耐震補強柱で分割展示されている。撮影は、これらの条件を前提として行うこと。撮影画像のなかにガラス防護壁やフラッシュ等の光が写り込まないように十分に工夫して撮影すること。



ガラス製防護壁及び耐震補強柱

- エ 撮影は北海道博物館の閉館後または休館日に行うこと。なお閉館後に撮影を行う場合、1日あたりの撮影時間はおよそ2時間以内、休館日に実施する場合は1日あたり6時間以内とする。具体的な日時については北海道博物館と打合せて決定し、撮影時には必ず北海道博物館職員の立ち会いを得ること。

(3) 画像の調整

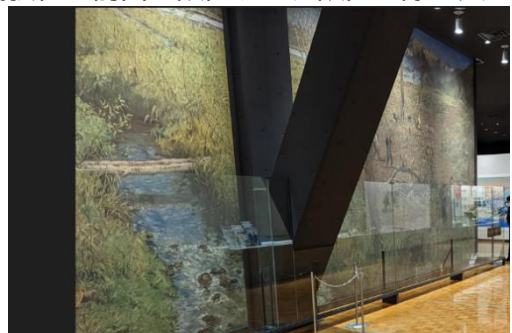
画像の歪みや色彩のずれが生じないように(2)で分割撮影した画像を接合し、一枚のデジタル画像を作成すること。なお接合は非圧縮で行うこと。

(4) 解説コンテンツの製作

- ア (3)で作成したデジタル画像をもとに、この壁画の要点や特徴、見どころを解説する解説コンテンツを作成すること。
- イ 解説コンテンツは、解説付き画像15点以内のスライドショー形式とする。
- ウ スライドショーの各コマは、画像と解説文(テキスト)により構成するものであること。この画像は、「壁画の全体」「壁画の全体を左側から右側へ画面をスクロールするもの」の他に、北海道博物館が指定する壁画の一部分、または北海道博物館が提供する壁画の関連資料の画像とすること。
- エ 壁画の一部分の指定及び関連する資料の画像及び解説文のテキストデータは北海道博物館が用意する。ただし、指定した部分の切り抜き及び北海道博物館が提供した画像の補正や解説文を組み合わせたレイアウトについての若干の編集は受託事業者が行うこと。これをウの画像と組み合わせてスライドショーのコマを編集・作成する作業は、受託事業者が行うこと。
- オ スライドショーの画質は4K相当以上とする。なお上映時間等の詳細は北海道博物館と協議すること。

(5) 解説コンテンツの設置

- ア (4)により作成した解説コンテンツを総合展示室内の所定の箇所で常時上映するための大型液晶モニター(1台)を設置するとともに、手で観覧するための端末タブレット(2台)を配置すること。
- イ 大型液晶モニターは、縦置きとしサイズ55V型以上(ただし短辺(横幅)の実寸は76cm以下であること)、画面の精度4K以上とし、1日当たり8時間、年間310日程度の上映で法定耐用年数(3年)を十分に満たす耐用性を有するものであること。
- ウ 大型液晶モニターは、高さ(床面からモニター下辺までの距離)60センチ程度で、転倒防止策を講じた設置用スタンド(演示具)に設置すること。
- エ 大型モニターは、壁画を分割している耐震補強柱の前面に設置する。設置の際、大型モニターの幅が耐震補強柱の幅を超えて、壁画と重ならないようにすること。電源については、既存のコンセントから取ることとし、そのための電源コード(約20m)・カバーを用意し、設置すること。詳細については、北海道博物館と協議すること。
- オ 大型モニター用の解説コンテンツはSDカード等で搭載できるものとし、展示室内において一般来場者によるデータの抜き取り等



ガラス製防護壁及び耐震補強柱

が行われるおそれを防護する措置を講じること。

- カ 端末タブレットは、サイズ 10 インチ以上、画面の精度 1920×1280 ピクセル以上とし、1 日当たり 8 時間、年間 310 日程度の上映で法定耐用年数（3 年）を十分に満たす耐用性を有するものであること。
- キ 端末タブレットの液晶画面には抗菌・抗ウイルス仕様の液晶保護フィルムを貼るとともに、衝撃から守るための専用ケースを用意すること。ケースについても抗菌・抗ウイルス仕様とする。
- ク 大型モニターおよび端末タブレットに搭載する解説コンテンツは共通のものとする。

5 成果品

- (1) 上記「4. 業務内容」に基づき製作するデジタル画像、映像コンテンツ、展示機器類及び本業務に関する報告書（仕様、規格、竣工図、竣工写真など）及び展示機器の取扱説明書を成果品とし、納品すること。なお展示機器の設置及び演示の確認をもって納品とする。
- (2) デジタル画像については、1 枚に接合した画像に加えて、接合前の分割撮影による画像もすべて成果品として納入すること。またこれら全ての画像について、非圧縮の TIFF 画像と、利活用に適した JPEG 画像（分割撮影 1 コマ当たり 10MB 程度を目安とする）の二種とすること。
- (3) 報告書及び取扱説明書については、紙媒体のもの 3 部及びデータをデジタル化したものを格納した記憶媒体装置 1 点を納品すること。

6 納品期限

令和 5 年（2023 年）3 月 24 日（金）

7 納品場所

北海道博物館 総合展示室 2 階 第 3 テーマ内

※詳細は別紙 1 の図面参照（〒004-0006 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2）

8 著作権

本業務において成果品にかかる著作権等に関する一切の権利は、北海道博物館に帰属するものとする。（壁画の制作者の著作権については、北海道博物館が別途手続きを行う。）

9 その他

- ・本仕様書に定めのない事項であって、業務上必要な事項については北海道博物館と協議し、その指示に基づき実施すること。
- ・本業務において知り得た情報については守秘義務を厳守すること。